

旧氏（記載／変更／削除）請求書

加古川市長 様

- 次のとおり、 旧氏の住民票等への記載を求めます。
 住民票等に記載されている旧氏の変更を求めます。
 住民票等に記載されている旧氏の削除を求めます。

令和 年 月 日

※太わくの中だけ記入してください

<input type="checkbox"/> 記載を 求める 旧氏	フリガナ	生年月日	
	旧氏	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更を 求める 旧氏	フリガナ	性 別	男 ・ 女
	旧氏		
<input type="checkbox"/> 削除を 求める 旧氏	フリガナ	連 絡 先	携帯電話・自宅・会社 — —
	旧氏		
フリガナ			
氏 名 (自署又は記名押印)			
住 所 加古川市			
住民票コード			
宛名番号			

代理人又は使用者による申出の場合は下記に委任者が記入してください。

委 任 状

代 理 人	住 所			
	氏 名	生年月日	年 月 日	

私は上記の者を代理人として、旧氏申出に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

加 古 川 市 長 様

(委任者) 住所 加古川市

氏名 _____ 印

※委任者の氏名は必ず自署してください。

事 務 処 理 欄	
添付書類 チェック	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本（記載を希望する旧氏が記載されている戸籍から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等）※削除の場合は不要 ※本籍人も必要 <input type="checkbox"/> 海外からの転入の方は、国外転出時に使用していた旧氏が記載された住民票 又は消除された住民票
CS チェック	記載： <input type="checkbox"/> 初記載 <input type="checkbox"/> 再記載…旧氏が最後に削除された日（ ） 変更：現在住民票に記載されている旧氏が記載された日（ ）
本人確認	免・個・パ・保・他（ ） コピー不要

旧氏の請求における確認事項

※請求者は、以下の項目を確認・了承いただき、□にチェックをして、請求書を提出してください。

【請求時必要書類】

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等(記載、変更の場合のみ。削除は不要。) 旧氏を記載または変更する場合は、請求者ご自身が、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等（除籍謄本等）から、現在の氏が記載されている戸籍謄本等までを全てそろえて提出する必要があります。 ※提出された戸籍謄本等は、原則、返却しません。 ※現在の戸籍謄本等で請求する旧氏が確認できる場合、現在戸籍のみ提出ください。 ※加古川市が本籍地の場合も、戸籍謄本等の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 公的機関発行の写真付き本人確認書類は1点、写真無し本人確認書類は2点必要です。
<input type="checkbox"/>	委任状 本人又は同一世帯人以外が請求する場合、上記に加え、本人による委任状欄の記入が必要です。

【注意事項】

<input type="checkbox"/>	旧氏を記載すると、下記の証明書等に 氏名と合わせて旧氏が必ず併記されます。いずれか一方を省略することはできません。 もし、旧氏の記載が不要となった場合は、旧氏の削除を請求してください。 ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書 ・印鑑登録証明書（令和3年3月1日より） ・個人番号カード ・署名用電子証明書 ※国民健康保険証や医療受給者証、税関係の証明書など、本市の市民課以外の部署が発行している証明書や資格証書等には、旧氏は記載されません。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載すると、旧氏を表示した印鑑でも印鑑登録ができるようになります。ただし、旧氏と現在の氏の両方が表示されたもの等では登録できません。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が、本市から国内の他の自治体へ転出する場合は、転出証明書に旧氏が記載されるため、特別な手続きなく旧氏を引き継ぐことができます。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が、国外へ転出し、その後国外から転入する場合、引き続き国外転出当時の旧氏を記載したい場合は、「国外転出時の住民票の除票」を提出する必要があります。 ※加古川市から転出し、加古川市に国外から転入する場合も、提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍届出等で新しい氏が旧氏と同じ表記になった場合は、旧氏の削除または変更を請求してください。
<input type="checkbox"/>	下記のとおり、原則、 過去に記載した旧氏と同じ旧氏は記載できません。 ○旧氏を変更したい場合、現在の旧氏を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。 ○旧氏を削除した人が、再度旧氏を記載したい場合、旧氏を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏（且つ、現在の氏とは異なる氏）に限り、記載することができます。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載できるのは、日本国籍の人のみです。